

令和元年11月7日

ガス事業法第42条第2項の規定による 法人の合併の認可について

中部経済産業局長から、中部瓦斯株式会社(法人番号 7180301006250)及びガス
テックサービス株式会社(法人番号 4180301005362)によるガス事業法第42条第2項の
規定による法人の合併の認可申請に関する、同法第177条第1項第7号の規定に基づ
き行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処
分に係る審査基準等について」(平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。
以下単に「審査基準」といいます。)における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの
適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請につ
いて、審査基準第I.第1(11)で準用するI.第1(6)③に適合していると認められま
したので、別紙のとおり中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

<別紙>

官 印 省 略
20191024 中部第 13 号
令和元年 11 月 7 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第 42 条第 2 項の規定による法人の合併の認可に
ついて(回答)

令和元年10月23日付け 20191011 中部第 17 号により貴職から当委員会に意見を求められた法人の合併の認可申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該法人の合併の許可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。) I. 第1(11)で準用する I. 第1(6)③に適合していると認められました。